令和6年度

社会福祉法人 山北町社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

現在、わが国では、65歳以上が人口の21%以上を占める「超高齢社会」を迎えています。家族構成では、核家族化が進み、単独世帯、夫婦のみの世帯、夫婦ともに65歳以上の世帯などが増加していることもあり、介護できる者がいない、あるいは高齢者が高齢者を介護する「老々介護」の世帯が多くなっています。

また、少子高齢社会における人口減少と高齢化、定年延長や共働き世帯の増加は、地域の担い手の減少を招き、それを背景として自治会活動などの地域福祉活動を支える役員等の後任不足など様々な課題が顕在化しており、生活領域における支え合いの基盤も弱まってきています。

このような中、社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核的な団体として、その役割はますます大きくなっています。そのため、本会は地域生活課題の解決に向けて、行政や地区社協、民生委員・児童委員協議会等の関係機関、地域の方々と連携・協働し、地域福祉活動を展開してまいります。

なお、令和6年度は、山北町と一体的に策定した『地域ぐるみで支え合う、健康と福祉のまちづくり』を基本理念とする「第6次地域福祉活動計画」の初年度であり、「住民参加のまちづくり」「福祉サービスの充実と提供体制の整備」「豊かに暮らせる生活支援システムの整備」「安心して暮らせるまちづくり」の4つの基本目標のもと、住民一人ひとりが地域の中で生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていける「地域共生社会」の実現に向け、福祉のまちづくりに取り組んでまいります。

【重点目標】

- 1. 第6次地域福祉活動計画の推進
- 2. 会員の加入促進並びに財源の安定的確保
- 3. 生活支援事業を担う人材の確保

【事業内容】

1. 法人運営事業

- (1) 理事会・評議員会等の定期的開催
 - ①理事会(3回)、評議員会(3回)、監事会(1回)の開催
 - ②正副会長会の開催(随時)
 - ③評議員選任・解任委員会の開催(評議員交代時)
 - ④役員研修会の開催(対象:理事、監事)
- (2) 事務局体制の強化
 - ①職員の研修会等
- (3) 自主財源の確保
 - ①社協会員の加入促進 一般会費、賛助会費、団体会費
 - ②寄付金
 - ③収益事業自動販売機、マッサージ機、有料駐車場、広告料
- (4) 基金の管理・運用
- (5) 第6次地域福祉活動計画の進行管理
- (6) 関係機関との連携
 - ①役職員の他機関への参画
 - ②民生委員・児童委員活動との協働

2. 企画 · 広報事業

- (1) 広報紙「社協やまきた」の発行(年6回)
- (2) ホームページの活用・充実
 - ①ホームページの管理運営
 - ②SNS を活用した情報の発信の検討
- (3) 社会福祉大会の開催

3. ボランティア活動事業

- (1) ボランティアの発掘と登録の推進
- (2) ボランティア活動保険の加入促進
- (3) ボランティア団体活動補助金の適切な交付(6 グループ)
- (4) 手話講座の開催
- (5) 災害ボランティアセンター運営体制の整備

- ①災害ボランティアセンター運営町民スタッフ養成講座の開催
- ②災害ボランティアセンター研修会等の広域的な連携

4. 地域福祉推進事業

- (1) 高齢者等の生きがい事業の実施
 - ①いきいきサロンの実施(月1回、第4火曜日)
 - ②ニコニコ健康体操(火曜日コース・水曜日コースともに月2回)
- (2) 小地域サロン活動への支援
- (3) レスパイトサービス事業の実施
- (4) 地区 対協活動の 支援
 - ①地区社協活動を支援するための助成金交付(8地区社協)
 - ②地区 対協活動の 広報
- (5) 福祉団体への助成金交付(4団体)
- (6) 福祉団体活動の活性化を促す協働事業の実施
 - ①世代間交流事業の実施(老人クラブ連合会と子ども)
 - ②ともしびショップ「さくら」の支援
 - ③やまぶき学級の開催
- (7) 福祉教育の推進
 - ①福祉体験学習の実施
 - 高齢者施設での体験学習
 - ボランティアによる講座
 - ②認知症サポーター養成講座の開催
- (8) 行事用器材貸出事業の実施

5. 相談援護事業

- (1) 各分野の相談事業の実施
 - ①小配ごと相談(町助成事業:月1回、第1金曜日)
 - ②福祉と暮らしの相談窓口(社会福祉協議会)
 - ②介護相談(地域包括支援センター)
- (2) 生活福祉資金貸付事業の実施(県社協受託事業)
- (3) 緊急援護貸付事業の実施
- (4) 成年後見相談事業の実施
 - ①あしがら成年後見センター(中核機関)との連携

6. 共同募金配分金事業

- (1) 共同募金運動の実施
- (2) 共同募金配分金事業の実施

7. 居宅介護支援事業

- (1) 紙おむつ・尿取りパット給付事業の実施
- (2) 移送サービス事業の実施(町受託事業)
- (3) 会食サービス事業の実施(町受託事業)
- (4) 配食サービス事業の実施(町受託事業)
- (5) 理容・美容サービス事業の実施
- (6)福祉車両貸出事業
- (7) 買い物支援サービス事業の検討
- (8)福祉器材貸出事業の実施 車いす、ポータブルトイレなど
- (9) 見守りネットワーク事業の実施

8. 善意銀行事業

- (1) 金銭預託
 - 1)一般寄付
 - ②指定寄付
- (2)物品寄付

9. 日常生活自立支援事業(県社協受託事業)

- (1)福祉サービス利用援助
- (2)日常的金銭管理サービス
- (3) 書類等預かりサービス

10. 地域包括支援センター事業(町受託事業)

- (1)総合相談支援業務
- (2) 権利擁護業務
- (3)包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - ①町内ケアマネ会(12回/年開催)
 - ②地域包括ケア会議(6回/年開催)

- ③行政会議(4回/年開催)
- ④ケアマネ連絡会(1回/年開催)
- (4) 介護予防ケアマネジメント業務
- (5) 認知症に関する取り組み
 - ①認知症サポーター養成講座
 - ②認知症カフェ(ひだまりカフェ)
 - ③認知症初期集中支援事業
- (6) 介護のつどいの開催